



善意の寄附を  
あひがへていただきました。

社会福祉協議会に、次の寄附が寄せられました。貴重な財源として役立させていただきます。ありがとうございました。(敬称略)

- ▽十万円／一月十日 匿名
- ▽二〇〇〇円／一月二二日 匿名
- ▽十万円／一月二五日 高橋義男
- ▽四万九三二二円／一月二五日 弦巻一枝
- (愛の福祉基金として)
- ▽七九〇円／一月二二日 ふれあいセンター設置募金箱
- (新潟県中越沖地震救援募金)

社会福祉協議会

# 町の動き

町政のさまざまな動きをお知らせします。

## 国民年金

### 「裁定請求書」が送付されます

年金を請求される人の利便性の向上と裁定請求漏れを防ぐため、老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給年齢を迎えられる人に、社会保険庁が管理している年金加入記録等をあらかじめ印字した年金の裁定請求書や年金に関するお知らせ(はがき)が送付されます。

#### 【送付時期と送付物】

##### ①60歳到達月の3ヶ月前

●受給資格があり(納付済期間等が25年以上)、60歳で受給権が発生する人には裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットを送付します。手続は60歳の誕生日の前日から行っていただけます。

●受給資格はあるが厚生年金加入期間が12月未満のため65歳で受給権が発生する人には、裁定請求の案内(はがき)を送付します。

●受給資格が確認できない人には、加入期間や受給要件を記載した裁定請求の案内(はがき)を送付します。

##### ②65歳到達月の3ヶ月前

●受給資格があるが国民年金の期間のみや厚生年金の期間が12月未満のため65歳で受給権が発生する人には裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットを送付します。

●65歳前に既に受給権がある人でまだ年金を請求されていない人には、裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットを送付します。手続は随時行っています。

### あなたの年金権を守る生涯のパートナー 「基礎年金番号は大切に」

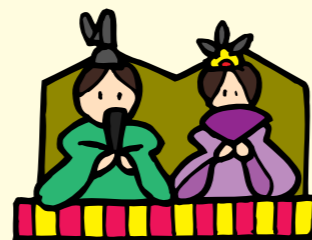
基礎年金番号は、20歳になり国民年金に加入したときや、就職して厚生年金や共済組合に加入したときなど、公的年金に初めて加入したときに番号が決められ、年金手帳が交付されます。

その後、加入する年金制度が変わっても、基礎年金番号は加入歴などを記録し、あなたの年金を守る生涯変わる事のない大切な「1人1番号」となります。年金に関する問い合わせや届出、また年金請求の際には、基礎年金番号が必要となりますので、年金手帳は大切に保管してください。

### 社会保険事務所ダイヤル電話のご案内

3月3日から埼玉県下社会保険事務所の電話番号がダイヤルインの実施に伴い次のように変更になります。

- 総務や会計について(庶務課) 【川越】049-242-2657 【所沢】04-2998-0170
  - 健康保険・厚生年金保険の保険料について(徴収課) 【川越】049-248-2118 【所沢】04-2998-5424
  - 健康保険・厚生年金の資金関係、健康保険の各種給付金について(適用給付課) 【川越】049-248-2169 【所沢】04-2998-5425
  - 社会保険の調査について(調査課) 【川越】049-248-2169 【所沢】04-2998-5426
  - 国民年金の資格、免除、保険料等について(埼玉国民年金電話相談センター) 【川越】049-248-1165 【所沢】04-2995-1165
  - 年金給付のご相談について「ねんきんダイヤル」・0570-05-1165(全国共通電話番号)・03-6700-1165(IP電話・PHS向け電話番号)
- ※電話番号は、おかけ間違いのないように、お確かめのうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。
- ※国民年金に関するお問い合わせについては、埼玉国民年金電話相談センターで直接お受けいたします。
- ◆年金の受給に関する事、年金請求手続き、受給者住所、支払機関変更などのご相談については「ねんきんダイヤル」にてお受けします。
- ◆年金の受給に関する事、年金請求手続き、受給者の住所、支払機関変更などのご相談について「ねんきんダイヤル」0570-05-1165にてお受けいたします。



# 犬の飼い主のみなさんへ 集合狂犬病予防注射のお知らせ

犬の飼い主には、「犬の登録をすること」と「犬に毎年1回狂犬病予防注射を受けさせること」が狂犬病予防法により義務付けられています。

町では、多くの飼い犬に狂犬病予防注射を受けていただくために、下表のとおり集合狂犬病予防注射を実施いたします。三芳町内で犬をお飼いの方は、お近くの会場で狂犬病予防注射を飼い犬に受けさせていただきます。会場では、狂犬病予防注射だけではなく、犬の登録も同時に受け付けますので、まだ犬の登録をしていない場合は、この機会に登録を済ませてください。また集合狂犬病予防注射は、雨天でも実施いたします。

なお、都合により下表の会場で飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせられない場合は、必ず動物病院で獣医師により狂犬病予防注射を受けてください。そして、動物病院が発行する「注射済証明書」を自治環境課環境衛生係窓口にて持参し、注射済票の交付を受けてください。

### ●日時・会場

期日	時間	会場
4月11日(金)	10:00~11:30	上富第1区集会所
	13:00~14:00	中央公民館駐車場
4月14日(月)	10:00~11:30	北永井第2区集会所
	13:00~14:00	藤久保第2区集会所
4月15日(火)	9:30~10:30	藤久保第3区集会所
	11:00~12:00	藤久保第4区第2集会所
	13:30~14:30	竹間沢第1区集会所

\*各会場については、地図を参照してください。



### ●手数料(1頭につき)

◇登録済の犬の場合	登録料	注射料	注射済票代	合計	◇未登録の犬の場合	登録料	注射料	注射済票代	合計
	0円	2,750円	550円	3,300円		3,000円	2,750円	550円	6,300円

### ●集合狂犬病予防注射に関するお願い及び注意点

- ①犬の体を清潔にし、犬の首輪が抜けられないようにして、必ず犬をおさえられる人が連れてきてください。
- ②体調に異常のある犬は、必ず事前に申し出てください。
- ③獣医師による問診で、注射を見合わせる場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ④1ヶ月以内に他の予防注射を受けた犬は注射を受けられませんのでご注意ください。
- ⑤海外に犬を連れて行く予定のある方、又は既にマイクロチップを装着されている方は、注射の前に必ず申し出てください。
- ⑥まれに注射による副作用が起こる場合があります。注射に際しては犬の体調に十分留意してください。
- ⑦他市区町村より転入した犬(登録済の犬に限る)が注射を受ける場合、事前に鑑札を持参のうえ自治環境課で登録事項変更の届出をしてください。

問い合わせ 自治環境課 (内線262) FAX274-1053  
所沢保健所 ☎04-2922-2167